

智頭町表彰者基準

〈功労表彰〉

条例第 3 条	功績内容
第 1 号	満 15 年以上町議会議員の職にあった者
第 2 号	満 11 年以上町長の職にあった者
第 3 号	満 15 年以上副町長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び農業委員会の委員又は固定資産評価委員、固定資産評価審査委員会の委員の職にあった者
第 4 号	満 19 年以上財産区議会議員の職にあった者
第 5 号	満 25 年以上消防団員の職にあった者で、その功績が顕著であると認められた者
第 6 号	町の教育、産業、経済文化、社会福祉その他町勢伸展に功労顕著な個人又は団体
第 7 号	第 1 号及び第 2 号に規定する期間を通じて満 16 年以上その職にあった者
第 8 号	第 1 号及び第 3 号又は第 4 号に規定する期間を通じて満 20 年以上その職にあった者

〈善行表彰〉

条例第 5 条	功績内容
第 1 号	町の教育、産業、衛生、土木、納税、水火防、慈善事業その他公益事業に尽力し、それらに関する公務をたすけてその業績が多大であった者及び団体
第 2 号	徳行すぐれ他の範とするに足るもの
第 3 号	善行のあった者
第 4 号	町に対し私財を寄附した個人又は団体

※ 各団体の善行表彰の基準は、下記のとおりです。

交通安全指導員、民生児童委員、保護司、更生保護女性、ちづパトロール隊、介護相談員、青少年育成指導員、スポーツ推進員、観光ガイド、社会福祉協議会役員、観光協会役員、老人クラブ役員、体育協会役員、文化協会役員、については、各団体に 10 年以上在職、または役員として在職し、その功績が顕著である個人。

食生活改善推進員については、36 年以上在職し、功績が顕著である個人。

※ 在職年数の基準日は令和 2 年 3 月 31 日現在としてください。